

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年5月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200419 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300008 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 3 月 15 日から昭和 62 年 6 月 1 日まで

専門学校卒業後に、高校時代の先生の紹介を受け、請求期間に A 社に勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る加入記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された複数の写真、請求者の具体的な陳述、請求期間当時の電話帳及び住宅地図により、期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び紙台帳検索システムにより事業所の名称検索を実施したものの、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A 社の事業主及び同僚の氏名等が不明のため照会できず、請求者の厚生年金保険への加入及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が卒業したとする専門学校及び高等学校にも照会したが、A 社に係る具体的な情報等を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。